

議案第 97 号

前橋市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

令和 3 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長及び総務部を所管する副市長（次条において「副市長」という。）の給料の特例について定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の額の特例)

第 2 条 市長及び副市長（令和 3 年 4 月 7 日においてこれらの職にあったものに限る。）の同年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間（次条において「特例期間」という。）における給料の額は、前橋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 304 号。次条において「特別職給与条例」という。）第 3 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 市長 月額 95 万 6,250 円

(2) 副市長 月額 81 万円

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についての適用除外)

第 3 条 前条の規定は、特例期間における特別職給与条例第 5 条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。